

平成28年第2回江差町議会定例会資料

資料1：固定資産評価審査委員会条例の一部改正の概要等【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町税条例等の一部改正の概要等【承認第2号関係】	…P 2
資料3：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要等【議案第1号関係】	…P 5 0
資料4：江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例(案)の概要【議案第2号関係】	…P 5 4
資料5：旧江差線鉄道用地内の防雪柵撤去工事概要【議案第4号関係】	…P 5 5
資料6：江差町老人福祉センター浄化槽ばっ気ブロワー取替工事概要【議案第4号関係】	…P 5 6
資料7：江差港船潤上屋改修工事概要【議案第4号関係】	…P 5 7
資料8：北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約新旧対照表 【議案第8号関係】	…P 5 8
資料9：北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第9 号関係】	…P 5 9
資料10：北海道市町村総合事務組合格約新旧対照表【議案第10号関係】	…P 6 4

固定資産評価審査委員会条例の一部改正の概要

改正箇所	改正概要	概要
附則 (適用区分) 2 施行期日	行政不服審査法の施行に伴う、所要の規定整備 ○ 平成28年4月1日以後の「固定資産の価格等の登録公示」及び「固定資産の価格等の修正等に関する道知事の勧告に係る公示」等について、本改正を適用する。 ○ 平成28年5月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する	

固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
附則 1 (略) (適用区分) 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合について適用し、同日前に公示等された場合については、なお従前の例による。	附則 1 (略) (経過措置) 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつたこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<p>【総則関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第18条の3 (納税証明事項) ○ 第19条 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 	<p>～第1条による改正～</p> <p>1 法規定の新設により、「軽自動車税」を「種別割」とする。 《平成29年4月1日から施行》</p> <p>2 延滞金計算方法の見直し 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出され、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定整備。</p>
<p>【町民税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第34条の4 (法人税割の税率) 	<p>～第1条による改正～</p> <p>1 地方法人課税の偏在是正に係る町民税法人税割の改正 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとされたことに伴う所要の規定整備。 法人税割 現行：12.1% ⇒ 改正：8.4% (▲3.7%)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第43条 (普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 	<p>2 延滞金計算方法の見直し 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があつた場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の町民税の所得割について期限内申告書又は期限後申告書が提出され、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定整備。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第48条 (法人の町民税の申告納付) 	<p>3 延滞金計算方法の見直し 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があつた場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出され、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告</p>

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<p>○ 第50条 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>○ 第56条 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>○ 第59条 (固定資産税の非課税の規定を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告)</p> <p>○ 附則第10条の2 (法附則第15条の2第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>書の提出により納付すべき税額を減少させると同時に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定整備。</p> <p>4 延滞金計算方法の見直し 《平成29年1月1日から施行》 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があつた場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は申告書が提出され、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定整備。</p> <p>～第1条による改正～</p> <p>1 法律改正による文言整理 《平成28年4月1日から施行》 非課税の適用対象に、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者養成機関を加える。</p> <p>2 法律改正による文言整理 《平成28年4月1日から施行》 独立行政法人労働者健康安全機構に関する規定を追加</p> <p>3 課税標準額の特例措置（わがまち特例） 《平成28年4月1日から施行》</p> <p>① 第4項：公共下水道の使用者が設置した除害施設に関する割合を4分の3とする ② 第7項：津波対策の用に供する償却資産に関する割合を2分の1とする（新設） ③ 第10項：太陽光発電設備に関する割合を3分の2とする（新設） ④ 第11項：風力発電設備に関する割合を3分の2とする（新節） ⑤ 第12項：水力発電設備に関する割合を2分の1とする（新設） ⑥ 第13項：地熱発電設備に関する割合を2分の1とする（新設） ⑦ 第14項：バイオマス発電に関する割合を2分の1とする（新設） ⑧ 第18項：認定事業者等による公共施設等に供する家屋及び償却資産に関する割合を5分の4とする（新設） ⑧ 第8項、9項、15項、16項、17項及び第19項：項新設に伴う繰下げ整理</p>

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
○ 附則第10条の3 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	<p>4 法律改正による文言整理 申請事項に補助金額等を追加</p> <p>《平成28年4月1日から施行》</p>
【軽自動車税関係】	<p>～第1条による改正～ 平成29年4月1日に自動車取得税が廃止される一方で、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため「環境性能割」を創設する。これに伴い、現行の軽自動車税を「種別割」とするなどの所要の規定を整備。</p>
○ 第80条 (軽自動車税の納税義務者)	<p>1 法律改正にあわせた改正 環境性能割の納税義務者に関する規程及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定</p> <p>《平成29年4月1日から施行》</p>
○ 第81条 (軽自動車税のみならず課税)	<p>2 規定の新設にあわせた新設 売主が所有権を留保した場合や買主の変更があった場合等におけるみなす課税についての規定</p> <p>《平成29年4月1日から施行》</p>
○ 第81条の2 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)	<p>3 法律改正にあわせた改正 非課税の範囲を日本赤十字社の所有する救急用のものとする</p> <p>《平成29年4月1日から施行》</p>
○ 第81条の3 (環境性能割の課税標準)	<p>4 規定の新設にあわせた新設 環境性能割の課税標準は三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする</p> <p>《平成29年4月1日から施行》</p>
○ 第81条の4 (環境性能割の税率)	<p>5 規定の新設にあわせた新設</p> <p>① ガソリン軽自動車のうちエネルギー消費効率が平成32年度基準以上の乗用車及び車両総重量が2.5トン以下でエネルギー消費効率が平成27年度基準に100分の115を乗じて得た数値以上のトラックについて環境性能割は100分の1</p> <p>② ガソリン軽自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラック)のうちエネルギー消費効率が平成27年度基準に100分の110を乗じて得た数値以上のものの環境性能割は100分の2</p> <p>③ 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を除く三輪以上の軽自動車の環境性能割は100分の3</p>

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要	要
○ 第81条の5 (環境性能割の徴収の方法)	6 法規定の新設にあわせた新設 申告納付とする	《平成29年4月1日から施行》
○ 第81条の6 (環境性能割の申告納付)	7 法規定の新設にあわせた新設 納税義務者及び三輪以上の軽自動車の取得者は、所定の申告書を提出し環境性能割額を納付する	《平成29年4月1日から施行》
○ 第81条の7 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)	8 法規定の新設にあわせた新設 過料の基準及び納期限を規定	《平成29年4月1日から施行》
○ 第82条 (種別割の税率)	9 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第83条 (種別割の賦課期日及び納期)	10 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第85条 (種別割の徴収の方法)	11 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第87条 (種別割に関する申告又は報告)	12 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第88条 (種別割に係る不申告等に関する過料)	13 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第89条 (種別割の減免)	14 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要	要
○ 第90条 (身体障害者等に対する種別割の減免)	15 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 第91条 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)	16 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 附則第15条の2 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	17 法規定の新設にあわせた新設 当分の間、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う	《平成29年4月1日から施行》
○ 附則第15条の4 (軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)	18 法規定の新設にあわせた新設 当分の間、環境性能割に関する申告書の提出先及び納付先を北海道知事とする	《平成29年4月1日から施行》
○ 附則第15条の5 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)	19 法規定の新設にあわせた新設 町は環境性能割の賦課徴収に関する事務に要する費用を補償するため、道へ徴収取扱費を交付する	《平成29年4月1日から施行》
○ 附則第15条の6 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	20 法規定の新設にあわせた新設 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定について、当分の間、次のとおりとする ① 100分の1を100分の0.5とする ② 100分の2を100分の1とする ③ 100分の3を100分の2とする ※自家用車についても、100分の2とする	《平成29年4月1日から施行》
○ 附則第16条 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	21 法律改正にあわせた改正 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》
○ 平成26年度改正附則第6条	～ 第2条による改正 ～ 1 法律改正にあわせた改正 現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	《平成29年4月1日から施行》

江差町税条例等の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<p>【町たばこ税関係】</p> <p>○ 平成27年度改正附則第6条 (町たばこ税に関する経過措置)</p>	<p>～第3条による改正～</p> <p>1 規定の整備 町税条例第19条 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) の改正に伴う所要の規定の整備等</p> <p style="text-align: right;">《平成28年4月1日、平成29年4月1日から施行》</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他、やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求)に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までに、これらの行為をすることをできないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の5第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他、やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立)に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までに、これらの行為をすることをできないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の5第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>申告書に係る部分を除く。) 、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合において、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の区別に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区別に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u></p> <p>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u></p> <p>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1</p>	<p>申告書に係る部分を除く。) 、第53条の7、第67条</p> <p>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合において、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の区別に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区別に応じ、当該各号に掲げる期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>に係る税額(次号に掲げるものを除く。)<u>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</u></p> <p>(6) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 <u>当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</u></p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めたる場合には、<u>すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して、個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうち、その決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不</u></p>	<p>月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めたる場合には、<u>すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して、個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうち、その決定があつた日までの納期に係る分(以下本条において「不</u></p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>足税額」という。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、第40条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書に納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>	<p>足税額」という。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、第40条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書に納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽り、その他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽り、その他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令48条の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p>	<p>(新設)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定)の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により、町民税を免がれた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、</p>	<p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(法同条第23項の規定)の適用がある場合で</p> <p>されたときは当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により、町民税を免がれた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>ときは当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合</u></p>	<p>ときは当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、<u>当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日</u>の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、<u>当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限</u>）までの期間</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、<u>同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、</u>納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても、<u>同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお納期限の延長があつたときは、</u>その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) <u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(2) <u>当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4</p>	<p>(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <p>_____について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技士、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を、当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。</p>	<p>号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技士、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を、当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がなすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号の固定資産</u>として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用されることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車</u>に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、<u>軽自動車等</u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</p> <p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、<u>法第443条第2項に規定する者</u>を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が、<u>法第445条第1項の規定により種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に</u>課する。<u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、これを課さない。 (削除)</p>	<p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がなすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は<u>第12号</u>の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用されることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車</u> (以下軽自動車税について「<u>軽自動車等</u>」という。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があつた場合において、<u>売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が、<u>法第443条第1項の規定によつて、軽自動車税を課することができないものである場合</u>においては、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して軽自動車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するもの</u>については、これを課さない。 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第8.1条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみな</p>	<p>範囲)</p> <p>第8.0条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に該当するものに対しては軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 救急用のもの</p> <p>第8.1条 削除</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p><u>して、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p> <p>第8.1条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(1) 救急用のもの</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p>第8.1条の3 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第1.5条の1.0に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第8.1条の4 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第4.5.1条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 1.00分の1</u></p> <p><u>(2) 法第4.5.1条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 1.00分の2</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(種別割)の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車</p> <p>(1) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>0円</p> <p>(2) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(3) 4輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>家用 年額 10,800円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(1) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(2) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>—</p> <p>3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(種別割)の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、4月1日から同月30日までとする。</p> <p>(種別割)の徴収の方法)</p> <p>第85条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割)に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、4月1日から同月30日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくかつた者は、軽自動車等の所有者等ではなくかつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第3.3号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第3.4号様式による申告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 第8.1条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(種別割)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第8.8条 軽自動車等の所有者等又は第8.1条第1項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくして申告又は報告をしなければならぬ場合にはその者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割)の減免)</p> <p>第8.9条 町長は、公益のため直接専用する 軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 を減免する</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくかつた者は、軽自動車等の所有者等ではなくかつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第3.3号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第3.4号様式による申告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 第8.0条第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第8.8条 軽自動車等の所有者等又は第8.0条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくして申告又は報告をしなければならぬ場合にはその者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第8.9条 町長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 に対しては、軽自動車税を減免することができ</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>2 前項の規定によつて種別割<u> </u>の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて、種別割<u> </u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割<u> </u>の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割<u> </u>を減免する<u> </u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの</p>	<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて、軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u> </u>に対しては、軽自動車税を減免することができ<u> </u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護するものが運転するもの</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者</p>	<p>のうち町長が必要と認めるもの(1台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>は、納期限（前7日）までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条（略）</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて、<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機</p>	<p>は、納期限（前7日）までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>第89条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条（略）</p> <p>2 法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて、<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて、<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割<u> </u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p><u>第6条</u> 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第3条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「ま</u><u>で」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例<u> </u>で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例<u> </u>で定める割合は2分の1とする。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第8項に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第18項に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する<u>町の条例</u>）で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第29項に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第31項に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する<u>町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に</p>	<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する<u>条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する<u>条例</u>で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第8項に規定する<u>条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第18項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する<u>市町村の条例</u>）で定める割合は2分の1とする。 (新設)</p> <p>7 法附則第15条第30項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第31項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は2分の1とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1.3 <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>1.4 <u>法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>1.5 <u>法附則第15条第36項に規定する町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>1.6 <u>法附則第15条第39項に規定する町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>1.7 <u>法附則第15条第40項に規定する町の条例</u>で定める割合は4分の3とする。</p> <p>1.8 <u>法附則第15条第42項に規定する町の条例</u>で定める割合は5分の4とする。</p> <p>1.9 <u>法附則第15条の8第4項に規定する町の条例</u>で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9 <u>法附則第15条第36項に規定する市町村の条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>1.0 <u>法附則第15条第39項に規定する条例</u>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>1.1 <u>法附則第15条第40項に規定する条例</u>で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(新設)</p> <p>1.2 <u>法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例</u>で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう</u></p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p>	<p>とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <hr/> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>____車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる<u>三輪以上の軽自動車</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度</u>分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、</u></p>	<p>（軽自動車税____の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税____に係る第82条の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる____規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>規定する三輪以上の軽自動車</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成28年度分</u>の軽自動車税____に限り、<u>次の表の左欄に掲げる____規定の中欄に掲げる字句は、</u></p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条改正】

改正後	改正前
<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記5 参照】</p>	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記5 参照】</p>

【別記1】

改正後

第1号	$\frac{100分の1}{}$	$\frac{100分の0.5}{}$
第2号	$\frac{100分の2}{}$	$\frac{100分の1}{}$
第3号	$\frac{100分の3}{}$	$\frac{100分の2}{}$

改正前

(新設)

【別記2】

改正後

第2号了(2)	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
第2号了(3)(i)	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
第2号了(3)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

改正前

第82条第2号了	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

【別記3】

改正後

第2号了(2)	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
第2号了(3)(i)	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
第2号了(3)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

改正前

第82条第2号了	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

【別記4】

改正後

第2号了(2)	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
第2号了(3)(i)	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
第2号了(3)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

改正前

第82条第2号了	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

【別記5】

改正後

第2号了(2)	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
第2号了(3)(i)	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
第2号了(3)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

改正前

第82条第2号了	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

江差町税条例等新旧対照表 【第2条改正】

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の種別割に係る町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

第82条第2号ア(2)	3, 900円	3, 100円
第82条第2号ア(3)(i)	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第82条第2号ア(3)(ii)	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第16条第1項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(2)の項	第2号ア(2)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(2)
	3, 900円	3, 100円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(i)の項	第2号ア(3)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(i)
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(ii)の項	第2号ア(3)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(ii)
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

改正前

新条例第82条第2号ア	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
82条第2号アの項	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

江差町税条例等新旧対照表 【第3条改正】

改正後	改正前
<p>附 則 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>町税条例</u>第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>8 及び9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>8 及び9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

江差町税条例等新旧対照表 【第3条改正】

改正後	改正前
<p>【別記3 参照】</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>1 3 (略)</p> <p>1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記5 参照】</p>	<p>【別記3 参照】</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>1 3 (略)</p> <p>1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記5 参照】</p>

【別記1】

改正後

第98条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) _____ による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

改正前

第98条第1項	<u>第34号の2様式</u> _____	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条</u> の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u> _____	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u> _____	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号の2様式</u> _____ 又は <u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

【別記2】

改正後

(略)	
第19条第3号	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</u>	
(略)	
第100条の2第1項	平成27年改正条例附則第6条第5項
当該各項	
(略)	

改正前

(略)	
第19条第3号	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u> 、 <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</u>	
(略)	
第100条の2	平成27年改正条例附則第6条第5項
当該各項	
(略)	

【別記3】

改正後

		(略)	
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第9項の</u>	
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項	
		(略)	
<u>第7項の表第100条の2</u> <u>第1項の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項	
		(略)	

改正前

		(略)	
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第9項</u>	
	から	、第5項及び	
		(略)	
<u>第7項の表第100条の2</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項	
		(略)	

【別記4】

改正後

		(略)	
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u> 同項から前項まで	<u>第1.1項の</u> 同項、第5項及び前項	
		(略)	
第7項の表 <u>第1.0.0条の2</u> <u>第1項の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第1.2項において準用する同条第5項	
		(略)	

改正前

		(略)	
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u> から	<u>第1.1項</u> 、 <u>第5項及び</u>	
		(略)	
第7項の表 <u>第1.0.0条の2</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第1.2項において準用する同条第5項	
		(略)	

【別記5】

改正後

		(略)	
第7項の表以外の部分	第4項の	(略)	第13項の
	同項から前項まで		同項、第5項及び前項
		(略)	
第7項の表第100条の2 第1項の項	附則第6条第5項	(略)	附則第6条第14項において準用する同条第5項
		(略)	

改正前

		(略)	
第7項の表以外の部分	第4項	(略)	第13項
	から		、第5項及び
		(略)	
第7項の表第100条の2 の項	附則第6条第5項	(略)	附則第6条第14項において準用する同条第5項
		(略)	

改正条項	改正概要
<p>○第23条関係 (保険税の軽減)</p>	<p>1 低所得者の保険税に対する財政支援の強化（応益割保険税の軽減対象世帯の拡大）</p> <p>① 2割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。（収入ベースで1人あたり1万円増額） (現行) 基準額 33万円+47万円×被保険者数 (給与収入 約274万円 3人世帯) (改正後) 基準額 33万円+48万円×被保険者数 (給与収入 約279万円 3人世帯)</p> <p>② 5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。【収入ベースで1人あたり5千円増】 (現行) 基準額 33万円+26.0万円×被保険者数 【給与収入 約184万円、3人世帯】 (改正後) 基準額 33万円+26.5万円×被保険者数 【給与収入 約187万円、3人世帯】</p> <p>※ 給与収入、3人世帯の場合</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には520,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,400円 	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には520,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,400円

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯 24,600円</p> <p>・特定継続世帯 12,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円</p> <p>・特定世帯 6,150円</p> <p>・特定継続世帯 4,100円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,250円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者</p>	<p>・特定世帯 24,600円</p> <p>・特定継続世帯 12,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円</p> <p>・特定世帯 6,150円</p> <p>・特定継続世帯 4,100円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,250円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4, 320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 560円 ・ 特定世帯 19, 680円 ・ 特定継続世帯 4, 920円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円 ・ 特定世帯 4, 920円 ・ 特定継続世帯 1, 230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 400円</p>	<p>(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4, 320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 560円 ・ 特定世帯 19, 680円 ・ 特定継続世帯 4, 920円 <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円 ・ 特定世帯 4, 920円 ・ 特定継続世帯 1, 230円 <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 400円</p>

江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例(案) 概要

根拠法令：行政不服審査法（平成26年法律第68号）

目的

- 行政不服審査法の改正により、審査請求に対する審理においては、審査庁（町）が指名する審理員が、審査請求人と処分庁の主張を公平に審理しなければならない。
- 「審理員」は、職員のうち処分に関与しない者でなければならない。

「審理員」指名の考え方

- 審理手続きの公正性を保つため、処分に関与した職員は「審理員」に指名することができないこと。
- 地方公共団体においては、一定程度の役職（課長職）の職員となるが、決裁又は合議に関与しない職員は少数であること。
- 審査請求の審理手続きに対し、適切に遂行する能力を有する職員を確保することが困難であること。
- 弁護士又は税理士等の専門職を非常勤特別職として委嘱した上で、「審理員」に指名することができること。
- 非常勤特別職を「審理員」に指名する場合には、例規整備が必要とされていること。

江差町の対応

- 以上のことから、非常勤特別職を「審理員」に指名することを前提に進めめる。
- 「江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例」の制定
- 「江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正

事業費: 4,298千円

防雪柵撤去箇所 (L = 406m)



江差町老人福祉センター浄化槽ばっ気ブロワー取替工事

(事業費 547千円)

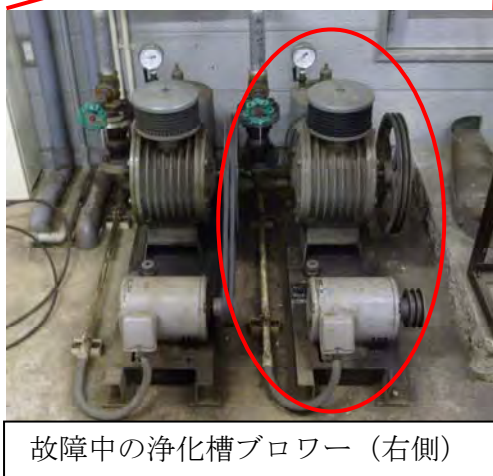
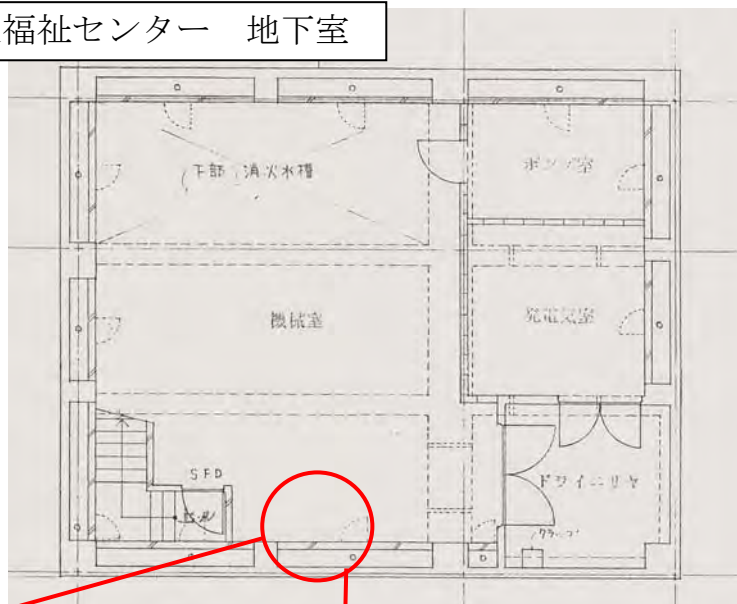
江差町老人福祉センター条例（平成12年条例第23号）に規定する社会福祉施設
所在地：江差町字新栄町264番地2

取替理由

当該施設に設置されている浄化槽ブロワーについて、2基による交互運転により稼働していたが、設置後20年以上経過しており、1基が故障し稼働していない状況である。

現在1基のみの稼働により負担が大きくなり、稼働中の1基の故障等により浄化槽機能の停止を避けるためにも、取替工事を行い2基による交互運転を可能とさせるため。

老人福祉センター 地下室



＜平成28年度江差町単独事業＞

江差港船澗上屋改修工事の概要

事業費(工事費): 1,237千円(一般財源)
 事業主体: 江差町

＜所管課: 産業振興課＞

事業の必要性

昭和47年に江差町で整備した江差港船澗上屋施設については、整備より40年以上を経過しており老朽化が著しいことから、抜本的な施設改修を行うにあたり、財源を確保すべく活用可能な事業を模索してきたところであるが、本年4月17日の暴風後に実施した港湾施設点検において、屋根縁辺部の損傷が確認されたことから、落下物などによる事故の未然防止や更なる施設の損壊を防ぐため、早急に応急措置を講じる必要がある。

事業の概要

■ 内容

- ・船澗上屋施設のうち、腐食が著しく接合部が外れている屋根の両側の縁辺部を切断する。
- ・施設の機能を維持しつつ強度を保持するため、両側とも屋根の梁から0.30mを残す。
 (切断幅は各々1.60m)

切断面積: A = 224.00m² (A1+A2)

海側 A1 = 112.00m² (長さ 70.00m × 幅 1.60m)

陸側 A2 = 112.00m² (長さ 70.00m × 幅 1.60m)

(右平面図のとおり)

■ 実施予定

6月下旬～8月下旬

【江差港船澗上屋の状況】(赤破線が切断箇所)



屋根縁辺部(陸側)

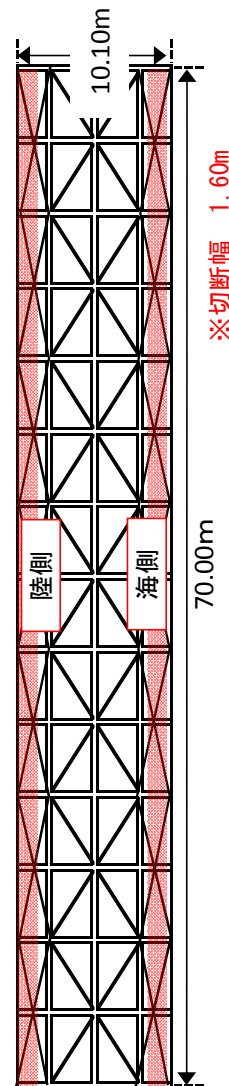


屋根縁辺部(海側)



損傷箇所拡大写真

【江差港船澗上屋屋根平面図】(赤色部分が切断撤去箇所)



70.00m

※切断幅 1.60m

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第 1 (略) 西天北五町衛生施設組合 <hr/> 南渡島衛生施設組合	別表第 1 (略) 西天北五町衛生施設組合 <u>北空知学校給食組合</u> 南渡島衛生施設組合

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

新	旧																																		
<p>第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">員数</th> <th colspan="2">同左のうち</th> <th rowspan="2">互選の方法</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域ごとに1人を互選する。</td> </tr> <tr> <td>市町村の議会議長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条から第15条まで 略</p>	区分	員数	同左のうち		互選の方法	市	町村	市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域ごとに1人を互選する。	市町村の議会議長	15人	1人	14人	同	<p>第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">員数</th> <th colspan="2">同左のうち</th> <th rowspan="2">互選の方法</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内ごとに1人を互選する。</td> </tr> <tr> <td>市町村の議会議長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条から第15条まで 略</p>	区分	員数	同左のうち		互選の方法	市	町村	市町村長	15人	1人	14人	市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内ごとに1人を互選する。	市町村の議会議長	15人	1人	14人	同
区分			員数	同左のうち		互選の方法																													
	市	町村																																	
市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域ごとに1人を互選する。																															
市町村の議会議長	15人	1人	14人	同																															
区分	員数	同左のうち		互選の方法																															
		市	町村																																
市町村長	15人	1人	14人	市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内ごとに1人を互選する。																															
市町村の議会議長	15人	1人	14人	同																															

【新】

別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

(1) 市町村

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町

上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合

留萌管内	羽幌町外 2 町村衛生施設組合、北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡 3 町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外 2 町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝 2 町環境衛生処理組合、とちち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外 2 町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

【旧】

別表

組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名

区 分	市町村及び市町村の一部事務組合
市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美唄市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市
石狩管内	当別町 新篠津村
渡島管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町
檜山管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町
上川管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町
留萌管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町 幌延

	町
オホーツク管内	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 遠軽町 大空町 湧別町
胆振管内	厚真町 豊浦町 壮瞥町 白老町 安平町 むかわ町 洞爺湖町
日高管内	平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 日高町 新ひだか町
十勝管内	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 足寄町 陸別町
釧路管内	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室管内	別海町 標津町 中標津町 羅臼町
一部事務組合 (石狩)	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務 組合 渡島廃棄物処理広域連合
(檜山)	北部檜山衛生センター組合 南部檜山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合
(後志)	北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生 組合 羊蹄山ろく消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生 施設組合
(空知)	長幌上水道企業団 北空知衛生センター組合 北空知学校給食組合 奈井江、浦臼町学 校給食組合 空知教育センター組合 中空知衛生施設組合 南空知公衆衛生組合 中 空知広域市町村圏組合 西空知広域水道企業団 滝川地区広域消防事務組合 深川地 区消防組合 砂川地区広域消防組合 南空知消防組合 砂川地区保健衛生組合 北空 知葬斎組合 月新水道企業団 桂沢水道企業団 北空知広域水道企業団 石狩川流域 下水道組合 中空知広域水道企業団 南空知葬斎組合 空知中部広域連合
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵 芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良 野広域連合
(留萌)	羽幌町外2町村衛生施設組合 北留萌消防組合
(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合 西天北五町衛生施設組合
(オホーツク)	斜里郡3町終末処理事業組合 美幌・津別広域事務組合 斜里地区消防組合 遠軽地区 広域組合 西紋別地区環境衛生施設組合
(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生 組合
(日高)	日高東部衛生組合 日高地区交通災害共済組合 日高東部消防組合 日高中部消防組

	合 日高中部衛生施設組合 日高西部消防組合 平取町外 2 町衛生施設組合 日高中部広域連合
(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝 2 町環境衛生処理組合 とかち広域消防事務組合
(釧路)	川上郡衛生処理組合 釧路北部消防事務組合 釧路東部消防組合 釧路白糠工業用水道企業団
(根室)	根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外 2 町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合
(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 石狩西部広域水道企業団

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体			
支庁名 (略)	市町村・一部事務組合及び広域連合 (略)	支庁名 (略)	市町村・一部事務組合及び広域連合 (略)
空知総合振興局(3.3)	(略) 長幌上水道企業 団____、奈井江、浦臼町学校 給食組合(略)	空知総合振興局(3.4)	(略) 長幌上水道企業団、北空知学校給食組 合、奈井江、浦臼町学校給食組合(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）			
共同処理する事務		共同処理する団体	
1～8(略)	(略)	1～8(略)	(略)
9 地方公務員災害補償 法(昭和42年法律第 121号)第69条の 規定に基づく非常勤の 職員の公務上の災害又 は通勤による災害に対 する補償に関する事務	(略) 長幌上水道企業 団____、奈井江、浦臼町学校 給食組合(略)	9 地方公務員災害補償 法(昭和42年法律第 121号)第69条の 規定に基づく非常勤の 職員の公務上の災害又 は通勤による災害に対 する補償に関する事務	(略) 長幌上水道企業団、北空知学校給食組 合、奈井江、浦臼町学校給食組合(略)
10(略)	(略)	10(略)	(略)